

センター通信

危険ドラッグ（脱法ハーブ等）は本当に危険です



兵庫県阪神北県民局 伊丹健康福祉事務所（保健所）
食品薬務衛生課 主査 高木 睦

病気や怪我をした時、皆さんは薬を飲んで熱を下げたり、痛みを抑えたりしていると思います。薬は、健康のサポーターであり、身近な存在です。しかし、使い方を間違えると、脳や神経を破壊し、死に至ることもあります。ルールや法律から外れた目的、使用方法で薬を使用することを「薬物乱用」といいます。薬物を乱用すると、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵します。一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることとなります。薬物乱用は犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などを招く要因となります。乱用される代表的な違法薬物としては、覚せい剤、シンナー等の有機溶剤、MDMA、マジックマッシュルーム、LSD、コカイン、ヘロイン、大麻のほか、脱法ハーブなどの呼び名で販売されている薬物（いわゆる脱法ドラッグ）があります。

麻薬や覚せい剤の化学構造式を少しだけ変えた物質を人為的に添加したものは、これまで「脱法ドラッグ」と呼ばれていましたが、「脱法」という言葉が危険性を誤認させる恐れがあることから、厚生労働省と警察庁が新名称を募集し、平成26年7月22日からは「危険ドラッグ」という新呼称を使用することになりました。

危険ドラッグは、脱法ハーブ等と称し、あたかも身体への影響がなく安全であるかのように誤解され、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見しただけでは人体摂取用と思われぬような目的を偽装して販売されていますが、麻薬や覚せい剤等の薬物と同じような成分が含まれており、健康被害や異常行動を引き起こすなど、とても危険な薬物です。

厚生労働省は、危険ドラッグ対策として、幻覚・興奮等の精神毒性を有する可能性が高く、使用した場合に健康被害が発生する恐れのある物質を薬事法に基づき「指定薬物」として、これまで1300物質以上を指定し取締りを行っています。平成26年4月1日に薬事法が改正され、指定薬物を含む危険ドラッグは、所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されました。

近年、危険ドラッグの乱用が中高生にも及んでいることが明らかになり、危険ドラッグの出現で「喫煙⇒危険ドラッグ⇒麻薬・覚せい剤」という薬物乱用の新しい流れが生まれ、危険ドラッグが大麻や覚せい剤などの乱用につながるゲートウェイドラッグ（入門薬）となっています。今後も、社会環境や友人の影響を受けやすい青少年に対して、薬物乱用は「一回でもダメ」であることを伝え、薬物の危険から身を守るように教育し、危険な薬物に身をさらすことのないよう取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

青少年を守る店連絡協議会

『量販店部会研修会』を実施

10月15日(水)(於:総合教育センター)

伊丹市青少年を守る店連絡協議会第2回役員会の後、量販店部会研修会が実施されました。市内小・中・高の生徒指導担当教諭と「青少年を守る店」の役員・量販店の代表者等37名が出席しました。

前半は、伊丹市立荒牧中学校生徒指導担当の高木匡教諭より、生徒指導の取り組みに関する実践発表がありました。取り組みの主な内容を紹介します。

夏休み中に校区を4つのコースに分けて公園や店舗を中心にPTAの皆さんと巡回する合同パトロールを6日間行った。初日はパトロール後に「地区懇談会」を行い、良い情報交換の場となった。

携帯電話(スマートフォンを含む)の誤った使い方によるトラブルがあった。文字のみによる伝達では誤解が生じ、気づかないところでトラブルに巻き込まれることがある。

そこで全校生徒を対象に伊丹警察署生活安全課少年係に依頼して、危険ドラッグに関する「薬物乱用防止講演会」の中でも携帯電話等インターネットについて取り上げていただき、正しい理解を促した。

また、夏休み前にはNTT DoCoMoによる生徒対象講演会を実施した。携帯電話の基礎知識とラインなどの無料通話ソフトの正しい使い方から、トラブルに巻き込まれない方法を学んだ。

保護者対象には兵庫県警察本部サイバー犯罪防犯センターにお願いし、携帯電話の機能と使い方およびトラブルに巻き込まれない方法等を学習して、文字では気持ちが伝わりにくいことを教えていただいた。

後半は、量販店部会のメンバーが2つのグループに分かれて、市内量販店などでの青少年問題について情報交換をしました。万引きや迷惑行為などの問題行動についてそれぞれの立場から問題点をあげながら、

現状や対応などについて話し合いました。

主な内容は、

- ・学校では「万引きは犯罪である」と指導している。
 - ・小学校では量販店に子どもだけで行かないよう指導している。
 - ・伊丹市内の学校が熱心にパトロールをしてくれているので感謝している。
 - ・量販店と学校が協力することが大切である。
 - ・補導委員のパトロールは、店員の安心につながる感謝されている。
- などでした。

閉会の挨拶で副会長代理のイズミヤ飯原様が、「初めての情報交換であったが、有意義な情報が多数出た。学校・量販店・関係機関がさらに連携していきたい。今日の研修内容をそれぞれの職場へ持ち帰って、青少年の健全育成に努めていただきたい。」と締めくくられました。

◆街頭補導の件数 《平成26年10月》

	幼小	中	高他	大人	計
声かけ・会話等	407	104	64	74	649
遊びに関して	21	5	0	0	26
ぐ犯・不良行為	0	11	0	0	11
交通に関して	28	26	42	93	189
計	49	42	42	93	226

◆電話・来所相談の件数 《平成26年10月》

	件数	前月比	累計
電話相談	11	-7	103
来所相談	2	-1	24

◆白ポスト回収状況 《平成26年10月》

	数量	前月比	累計
有害図書	217	-48	
有害AV	345	-347	
計	562	-395	5,205

白ポスト設置場所(市内16箇所)

車塚公園・阪急篠野駅・南センター・阪急新伊丹駅・阪急伊丹駅・いたみホール
荒牧バラ公園バス停・荒牧バス停・北センター・中野西公園・裁判所前・山田バス停
女性児童センター・JR伊丹駅1F・JR北伊丹駅南口駐輪場・西桑津バス停

11月の主な行事

11月は『子ども・若者育成支援強調月間』です。

- 5日(水) 合同教育相談
- 6日(木) 伊丹市少年補導委員連合会役員会・定例理事会
- 7日(金) 第44回近畿地区青少年補導センター総会・研修会
- 10日(月) 少年を守る日 市内広報・一斉補導
- 11日(火) 伊丹市青少年健全育成研修会
- 17日(月) 合同教育相談

- 18日(火) 伊丹市少年進路相談員連絡会
- 25日(火) 有害図書回収
- 26日(水) 伊丹市少年補導委員実務研修会
- 28日(金) 神戸保護観察官駐在

- 愛護補導連絡会 →花里小11/6(木)
- 学校補導連絡会 →笹原中11/12(水) 南中11/18(火)
西中11/28(金)

※「センター通信」へのご意見ご感想を、伊丹市少年愛護センター(Tel:780-3540)までお寄せください。